○環境省告示第三十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園の区域内に次に掲げる集団施設地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

一　名称及び区域

名称	区域
谷川岳集団施設地区	群馬県利根郡みなかみ町内国有林利根沼田森林管理署三一六林班、三一七林班、三一八林班及び三一九林班の各一部 群馬県利根郡みなかみ町大字湯桧曽の一部

二　区域を表示した図面　（省略）

○環境省告示第三十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、上信越高原国立公園の次に掲げる集団施設地区の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

一　名称及び区域

名称	区域
笹ヶ峰集団施設地区	新潟県妙高市大字杉野沢の一部
五最杉集団施設地区	新潟県妙高市内国有林上越森林管理署二三林班の一部
小谷温泉集団施設地区	新潟県妙高市大字関山の一部 長野県北安曇郡小谷村大字中土の一部

二　区域を表示した図面　（省略）

○環境省告示第四十号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号中「小県郡真田町」を「上田市」に改め、同号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、同条第二項中「、新潟県庁」を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「規則」を「自然公園法施行規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第五項中「第三条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条を第二条とする。

第四条を削り、第五条を第三条とする。

第六条第三項中「第六条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第四条とする。

第七条及び第八条を削る。

○環境省告示第四十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定に基づき、妙高戸隠連山国立公園を指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この国立公園の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

一　区域

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署八九林班、九〇林班、九三林班及び九九林班の全部並びに九七林班及び九八林班の各一部

新潟県糸魚川市大字大平、大字梶山及び大字中川原新田の各一部

新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班から二三林班まで及び二五林班から六五林班までの全部並びに一二林班、六六林班及び六七林班の各一部

新潟県妙高市大字赤倉、大字毛祝坂、大字坂口新田、大字杉野沢、大字関川、大字関山、大字田口及び大字二俣の各一部

長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇〇一林班から一〇〇三林班まで、一〇二五林班から一〇三二林班まで、一〇四一林班から一〇五〇林班まで、一〇五六林班から一〇五九林班まで及び一〇六四林班から一〇六六林班までの全部並びに一〇三四林班、一〇三五林班、一〇四〇林班及び一〇五一林班から一〇五五林班までの各一部

長野県長野市内国有林上越森林管理署六六林班及び六七林班の各一部

長野県長野市大字上ヶ屋、大字北郷、大字鬼無里、大字戸隠、大字戸隠栃原、大字戸隠豊岡、大字富田及び大字中曽根の各一部

長野県北安曇郡小谷村内国有林中信森林管理署六〇七林班から六一三林班までの全部並びに六〇二林班及び六〇三林班の各一部

長野県北安曇郡小谷村大字中土の一部

長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇〇二林班から一〇〇八林班まで、一〇二四林班及び一〇八〇林班の全部並びに一〇〇九林班、一〇一一林班、一〇一二林班、一〇一四林班、一〇一五林班、一〇一八林班、一〇二一林班から一〇二三林班まで及び一〇三三林班から一〇三八林班までの各一部

長野県上水内郡信濃町野尻湖の全部並びに大字富濃、大字野尻及び大字古海の各一部

長野県上水内郡飯綱町内国有林北信森林管理署一〇三八林班から一〇四〇林班までの各一部

長野県上水内郡飯綱町大字川上の一部

二　区域を表示した図面　（省略）

○環境省告示第四十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、妙高戸隠連山国立公園に関する公園計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日　環境大臣　望月　義夫

一　特別地域

（一）　特別保護地区

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署九〇林班、九三林班及び九七林班の各一部

新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班、一四林班、一六林班、二六林班、三六林班、三七林班、三九林班、四一林班、四二林班、四四林班、四七林班から四九林班まで、六三林班及び六七林班の各一部

長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇二七林班、一〇二八林班及び一〇四六林班から一〇五九林班までの各一部

長野県長野市内国有林上越森林管理署六七林班の一部

長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇八〇林班の全部